

年金からの所得税の源泉徴収について

各支給期における年金については、所得税等を源泉徴収した上で年金をお支払いしていますが、その源泉徴収税額を算定するために、扶養親族等申告書を提出していただいています。

扶養親族等申告書の処理について、当組合では外部委託業者に委託していたところですが、当該業務委託に関連したデータの誤入力があり、申告書を提出していただいたにもかかわらず、一部の年金受給者の方について2月15日の支払い時に正しい源泉徴収税額を年金支給額に反映させることができなかつた事象が判明しました。

対象となる年金受給者の方には、当組合より事情を説明したお詫びの通知を送付するとともに、この支払については、当組合においてデータ修正を行い3月15日のお支払いに向けて処理を行いました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けしたことについて、深くお詫び申し上げます。

1. 概要

平成30年2月支払い時の扶養親族等控除に係る源泉徴収税額の反映誤り

○平成29年度税制改革により、扶養親族等の数の算定方式が変更されています。

このため、扶養親族等申告書の様式上にも『配偶者の区分』欄が設けられています。これに関して誤入力があったことから、結果的に控除対象配偶者がいるにもかかわらず扶養親族が外れ、正しい源泉徴収税額を反映することが出来なかつた受給者が発生しました。

2. 影響

所得税の源泉徴収税額に影響が生じ、3月15日に追給した受給者数及び金額

影響受給者数	6,887件
追給金額	20,925,374円

3. 対応

- (1) 対象者の方には、心よりお詫びをするとともに、3月9日に送付させていただいた支払通知書にて追給の額の御確認をお願いしました。
- (2) 当組合では、今回の事象を分析して、事故防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

<問い合わせ先>

大阪府市町村職員共済組合 年金課

電話 06-6941-4803